

ホームヘルパーステーション ゆうとぴあ

訪問介護自費サービス運営規程

(事業の目的)

第1条 家庭において介護を要する高齢者等に対して、その有する能力に応じ自立した健全で安らかに日常生活を営むことができるよう、介護、生活援助等その他生活全般にわたる介護保険外の サービス(以下「サービス」)を行う。

この事業は、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を重視し、健康管理、日常生活動作の維持・回復、日常生活の援助を図るとともに、在宅介護を推進し、快適な在宅生活が継続できるよう支援することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の運営方針については次のとおりとする。

- (1) 訪問介護事業所を、他の事業から独立して位置づけ、人事・債務・物品等の管理については、管理者の責任において実施することとする。
- (2) 事業の実施にあたっては、各居宅介護支援事業者、各保健医療機関、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス事業者などとの連携を密に図り、協力と理解のもとに総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- (3) サービスの提供開始に当たっては、重要事項について事前に説明を行い、同意を得ておくものとする。
- (4) 事業所は、正当な理由なくサービスの提供を拒まない。

(事業所の名称等)

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 事業所の名称 ホームヘルパーステーション ゆうとぴあ
- (2) 事業所の所在地 熊本県熊本市南区富合町古閑994番地1

(従業者の資格)

第4条 当事業に従事する者を、訪問介護員養成研修3級以上修了者及び介護福祉士とする。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間を、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日(但し、12月31日～3日は除く)
- (2) 営業時間 午前8時から午後6時までとする。

(実施地域)

第6条 実施地域は次のとおりとする。

熊本市南区・宇土市・宇城市。

(サービスの内容)

第6条 提供するサービスの内容は、次のとおりとする。

- (1)身体介護に関すること
- (2)生活援助に関すること

(利用料その他の費用の額)

第7条 サービスを提供した場合、利用料は次のとおりとする。

(1)基本料金

- | | |
|------|--|
| 身体介護 | 30分まで1500円、60分まで3000円、以降30分毎に
1000円を加算。 |
| 生活援助 | 15分まで500円、30分まで1000円、以降30分毎に100
0円を加算。 |

(2)サービスに要した交通費は徴収致しない。

(3)前第1項から第2項までに掲げる費用の支払いを受ける場合には、利用者又は
その家族に対して事前に文書を用いて説明したうえで、支払いに同意する旨の文
書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(緊急時の対応方法)

第8条 (1)訪問介護員は、サービス実施中に利用者の病状・状態に急変その他の緊急
事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。
主治医に対する連絡が困難である場合は、緊急搬送等の処置を講ずることとす
る。

(2)サービス提供中に事故が発生した場合、当該利用者の家族、居宅介護支援
事業者等に連絡するとともに必要な措置を講じる。また、必要な場合は速やかに
損害賠償を行う。

(その他運営についての留意事項)

第9条 (1)訪問介護事業者は社会的使命を十分に認識し、職員の質的向上を図るた
め、研究・研修の機会を設け、また、適切かつ効率的にサービスを実施で
きるよう、職員の勤務体制を整備する。

- (2) サービスの提供に際して、利用者の個人情報を使用する場合は、必ず事前に同意を得ておく。
- また職員は、業務上知り得た秘密を決して漏洩しない。更に、従業員との雇用関係が終了した場合においても、事業者の責任において、当該従業員の知り得た秘密の保持を行うこととする。
- (3) 訪問介護事業者は、訪問介護員の清潔保持及び健康状態について管理を行うとともに、その整備・備品について、衛生的な管理を行う。
- (4) 訪問介護事業者は、提供したサービスについて利用者から苦情があったときは、マニュアルにそって迅速、適切かつ誠実に対応し、必要な措置を講じることとする。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

この規程は、令和7年11月1日から施行する。

この規程は、令和8年 2月5日から施行する。